

特定動物の見直し検討について

1. 検討経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項に基づき動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）別表に規定される特定動物は、平成 12 年に総理府動物保護審議会に設置された「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会」において、毒性、爪牙等による殺傷力、物理的な圧力、攻撃性向等を踏まえて選定されている。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針（平成 18 年 10 月環境省告示第 140 号）において、「国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。」とされたことや平成 23 年 12 月の「動物愛護管理のあり方検討報告書」において、「特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要」とされたこと、また、最初に選定されてからの動物分類学の進展や対象動物における科学的知見の充実等から、特定動物の選定基準の見直しとそれに基づくリストの見直しが必要である。

以上を踏まえ、動物の各分類群における代表的な研究者等によって構成される「平成 24 年度特定動物の見直し検討会」を設置し、特定動物リストの見直し等について科学的な検討が行われてきたところ、特定動物の選定基準及び特定動物リストへの追加等の対象として検討すべき種について、資料 3-2 のとおり取りまとめられた。

2. 今後の対応

環境省は、同検討会による科学的な検討結果を受け、特定動物リストへの追加等の対象として検討すべきとされた種について、国内における当該動物の取扱いの実態や中央環境審議会動物愛護部会等の意見を踏まえ、現行リスト見直しについて検討し、必要であれば施行令別表の改正を行う。

【平成 24 年度特定動物の見直し検討会 委員名簿】

石井 信夫	東京女子大学現代教養学部 教授
石橋 徹	いのかしら公園動物病院 院長
久島 昌平	神奈川県動物保護センター 所長
永井 清	多摩動物公園 副園長
林 良博	東京農業大学農学部 教授
森口 一	財団法人日本蛇族学術研究所 研究員
山崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク 会長